

野外焼却(野焼き) Q&A

Q 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

A 禁止されています。なお、例外的に認められる場合（農業などでやむを得ず行われる焼却やたき火など）であっても、近隣住民に事前に周知した後で、できるだけ乾燥した物を少量ずつ焼却するなど、周囲に配慮して焼却してください。

Q 野焼きはなぜいけないのですか？

A 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM_{2.5}など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

Q ごみはどうやって処分するのですか？

A 廃棄物の種類に応じて、「燃やすごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」としてごみ集積場所へ出してください。詳しくは、各戸に配布されている「ごみの分け方・出し方」を確認してください。

Q 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

A 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化されるわけではありません。

Q どういった場合に野焼きは認められますか？

A 野焼きの禁止とならないものとして、以下のようなものが考えられますが、①燃やす量は、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる、②風向きや強さ、時間帯を考慮する、③草木などはよく乾かし煙の発生量を抑えるなど、周囲の環境に配慮するとともに、必要に応じて消防署への届出を行ってください。

【例示】

- 1 左義長等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 2 焼畑や畦草、魚網に付着した海産物など農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却
- 3 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

※ ただし、プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないでください。